

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回は、「犯罪被害者・加害者の人権」について紹介します。



皆さんはテレビやラジオ、インターネットなどで刑事裁判についての情報を見たり聞いたりしたときに、疑問を持ったり納得できなかつたりするような情報が流れることはないでしょうか。

例えば、子どもや精神が不安定な人などの責任能力がない人が罪を犯しても無罪になることや、凶悪な罪を犯した人に弁護士がつき、処罰が軽くなったというようなケースがあったとしたら、多くの人は納得できないと思います。そこで今回は犯罪被害者・加害者の人権について紹介します。

○刑事裁判の必要性

初めに被害者・加害者の人権の説明の前に刑事裁判について説明します。刑事裁判は被告人が本当に犯人かどうかを確かめるものであって、決して被害者の無念を国家がはらしてくれるものでも報復の感情を満たすためのものでもありません。もしそのような理由で裁判がおこなわれてしまったら、国家の秩序が乱れてしまいます。

結果として被害者やその親族が満足する判決になる場合もありますが、そのような理由で裁判がおこなわれているのではないということを忘れないでください。

○加害者の人権

ではまず、加害者の人権についてみていこうと思います。おそらくですが、「罪を犯した人に人権なんていないのではないのか」という考えを持っている人は多いのではないのでしょうか。実際にインターネットやSNSなどでは、事件の加害者への過激な発言を多く見かけることがあります。

ではなぜ、事件を起こした加害者、または加害者の疑いがある人の人権がこれほど手厚く守られているのかというと、過去の明治憲法の反省が今の憲法に活かされているからです。

現在の日本国憲法は「国民の権利及び義務」の条項に30条を割いているのですが、その3分の1を刑事手続きに関する人権規定が占めています。これを見ても被疑者や被告人の人権がいかに重視されているかが分かります。これは明治憲法期の刑事手続きが人権侵害の温床になっていた反省を活かし、日本国憲法では刑事手続きにおける人権保障の条文を多く設けたのです。

被疑者や被告人は国家からの人権侵害を受けやすい存在です。過去の歴史からもその危うさが明らかになってしまったからこそ、近代憲法は被疑者や被告人の人権保障を強く要請しているのです。

○被害者の人権

次に被害者の人権についてみていこうと思います。皆さんのなかには「加害者の人権ばかり守って被害者の人権を蔑ろにしている」と感じている人もいらっしゃるかと思います。しかし、これは加害者と被害者の人権は対立するという前提が間違っていて、被害者の人権と加害者の人権のどちらかを優先するという問題ではなく、どちらも別々に守られるべきなのです。

そして、被害者の人権が保障されていないわけではありません。例えばプライバシーの点で見れば日本国憲法第十三条で保障されていますし、経済的な面では第二十五条で保障されています。このように憲法では被害者の人権を保障しているのですが、憲法の理念が政治政策に反映されていないことが問題なのです。

○まとめ

今回は犯罪被害者・加害者の人権について紹介しました。被害者の人権と加害者の人権は決して対立するものではなく、どちらも別々に守られるものであるということをお忘れなくください。